



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年12月21日(木) 号外(第3号)

目次

条 例	ページ
○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務課)	2
○群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(市町村課)	3
○群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(消防保安課)	3
○群馬県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(県民活動支援・広聴課)	4
○群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例(障害政策課)	4
○群馬県放牧場条例の一部を改正する条例(畜産課)	5
○群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(道路管理課)	5
○群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(病院局経営戦略課)	8

■ 条 例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十一号
群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の項上欄(中)「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同表六の項の次に次のように加える。

<p>六の二 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を認可すること(同条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号ロに掲げる土地に該当する場合を除く。)</p> <p>(二) 法第十八条第七項の規定により、農用地利用集積等促進計画の認可をした旨を関係する農業委員会に通知し、及び公告すること(同条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号ロに掲げる土地に該当する場合を除く。)</p>	<p>高崎市、伊勢崎市、館林市及び甘楽町</p>
---	--------------------------

別表第二の五の項上欄中(イ)を(ロ)とし、(イ)から(ロ)までを(イ)から(ロ)までとし、(ロ)の次に次のように加える。

(イ) 法第六十九条の二第二項の規定による医療法人が開設する病院又は診療所ごとの収益、費用等の報告

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の一の二の項上欄及び別表第二の五の項上欄の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の別表第一の六の二の項上欄に掲げる事務に係る農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)の規定により知事

がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後において同項下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年12月21日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第五十二号
群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

群馬県住民基本台帳法施行条例(平成十四年群馬県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号。以下「事務処理特例条例」という。)」を「事務処理特例条例」に改め、同項イ中「審査」の下に「(同条第三項の規定により、書類の提示又は提出を求めることを含む。)」を加え、同項ロを削り、同項ハ中「審査」の下に「(同条第三項の規定により、書類の提示又は提出を求めることを含む。)」を加え、同項ハを同項ロとし、同項を同表一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>一 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号。以下「事務処理特例条例」という。)</p> <p>別表第一の五の四の項下欄に掲げる市町村の長</p>	<p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。)及び群馬県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年群馬県条例第三十八号)に基づく事務であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十条第一項の規定による設立の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>ロ 法第二十三条第二項の規定による役員の名簿又は住所若しくは居所の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>ハ 法第三十四条第三項の規定による合併の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p>
--	---

附則

この条例は、令和六年三月一日から施行する。ただし、別表第一の一の項の改正規定(「群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号。以下「事務処理特例条例」という。)」を「事務処理特例条例」に改める部分及び同項を同表一の二の項とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。

群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年12月21日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第五十三号

群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表十の項イ中「又は第三項」を「若しくは第三項又は同法第三十九条の二十二第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年十二月二十一日

群馬県知事 山本 一 太

**群馬県条例第五十四号
群馬県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例**

群馬県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

5 第二項第一号の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構(第四条の二において「機構」という。)から当該役員に係る同法第三十条の九の機構保存本人確認情報(第四条の二において「機構保存本人確認情報」という。)の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る同法第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報(第四条の二において「都道府県知事保存本人確認情報」という。)を利用するときは、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。

第四条の次に次の一条を加える。

(役員の変更等の届出に係る提出書類の特例)

第四条の二 法第二十三条第二項の規定の適用を受ける場合における第二条第二項第一号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、法第二十三条第二項の規定による提出をすることを要しない。

第十条第二項中「第二条第二項から第四項まで」を「第二条第二項から第五項まで」に改める。

附 則

この条例は、令和六年三月一日から施行する。

群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年十二月二十一日

群馬県知事 山本 一 太

**群馬県条例第五十五号
群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例**

群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(平成三十一年群馬県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「するよう努めなければ」を「しななければ」に改める。

第十二条第一項中「受けた」を「受け、又は合理的配慮がされなかった」に改める。

第十三条第二項中「行ったとされた」を「行い、又は合理的配慮をしなかったとされた」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(以下「新条例」という。)第十二条第一項及び第十三条第二項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じた新条例第十二条第一項の対象事案について適用し、施行日前に生じたこの条例による改正前の群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第十二条第一項の対象事案については、なお従前の例による。

群馬県放牧場条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年十二月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十六号

群馬県放牧場条例の一部を改正する条例

群馬県放牧場条例(昭和二十五年群馬県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条を削る。

第六条第一項を次のように改める。

放牧場に牛を委託した者は、一頭一日につき六百五十円の使用料を納めなければならない。

第六条を第四条とし、第七条から第十一条までを二条ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年十二月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十七号

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

群馬県道路占用料徴収条例(昭和二十八年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第二条、第四条関係)

占用物件	単位	所在地				
		第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	占用料
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	一本につき一年	八〇〇円	五七〇円	四八〇円	四三〇円	
第一種電柱		一、二〇〇円	八七〇円	七三〇円	六七〇円	
第二種電柱		一、七〇〇円	一、二〇〇円	九九〇円	九〇〇円	
第三種電柱		七一〇円	五一〇円	四三〇円	三九〇円	
第一種電話柱		一、一〇〇円	八一〇円	六八〇円	六二〇円	
第二種電話柱		一、六〇〇円	一、一〇〇円	九四〇円	八五〇円	
第三種電話柱		七一円	五一円	四三円	三九円	
その他の柱類		七円	五円	四円	四円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	四円	三元	三元	二元	
地下に設ける電線その他の線類		七〇〇円	四九〇円	四二〇円	三八〇円	
路上に設ける変圧器	一個につき一年	四三〇円	三〇〇円	二六〇円	二三〇円	
地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	一、四〇〇円	一、〇〇〇円	八五〇円	七八〇円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	六〇〇円	四二〇円	三六〇円	三三〇円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		四、八〇〇円	一、八〇〇円	八七〇円	五九〇円	
広告塔	表示面積					

道路の構造又は 一本につき	法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件		法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件										その他のもの	一平方メ ートルに つき一年	
	長さ一メ ートルに つき一年	長さ一メ ートルに つき一年	外径が〇・七メー トル未満のもの	外径が〇・七メー トル以上〇・一メー トル未満のもの	外径が〇・一メー トル以上〇・一五メー トル未満のもの	外径が〇・一五メー トル以上〇・二メー トル未満のもの	外径が〇・二メー トル以上〇・三メー トル未満のもの	外径が〇・三メー トル以上〇・四メー トル未満のもの	外径が〇・四メー トル以上〇・七メー トル未満のもの	外径が〇・七メー トル以上一メー トル未満のもの	外径が一メー トル以上のもの	長さ一メ ートルに つき一年			一、四〇〇円
一、一〇〇円	四円	四円	八六〇円	四三〇円	三〇〇円	一七〇円	一三〇円	八六円	六四円	四三円	三〇円	二二円	一八円	一六円	七八〇円
八二〇円	三円	三円	六一〇円	三〇〇円	二二〇円	一一〇円	九一元	六一円	四五円	三〇円	二二円	一八円	一六円	七八〇円	
六八〇円	三円	三円	五一〇円	二六〇円	一八〇円	一〇〇円	七七円	五一円	三八円	二六円	一八円	一六円	一六円	七八〇円	
六二〇円	二円	二円	四七〇円	二二〇円	一六〇円	九三元	七〇円	四七円	三五円	二三円	一六円	一六円	一六円	七八〇円	

道路法施行 令(昭和二 十七年政令 第四百七十 九号。以下 「令」とい う。第七	交通の状況を表 示する標示柱そ の他の柱類	その他のもの	法第三十二 条第一項第 六号に掲げ る施設		法第三十二 条第一項第 五号に掲げ る施設				法第三十二 条第一項第 四号に掲げ る施設		占用面積 一平方メ ートルに つき一年	七一〇円			
			その他のもの	祭礼、緑日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	地下街及び 地下室	階段が一 階以上のもの	階段が二 階以上のもの	階段が三 階以上のもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路			その他のもの	占用面積 一平方メ ートルに つき一月	四八円
四、八〇〇円	七一〇円	七一〇円	四八〇円	一八〇円	九円	六円	四八〇円	一八〇円	九円	六円	四八〇円	一八〇円	九円	六円	
一、八〇〇円	五一〇円	五一〇円	四八〇円	一八〇円	九円	六円	四八〇円	一八〇円	九円	六円	四八〇円	一八〇円	九円	六円	
八七〇円	四三〇円	四三〇円	四八〇円	一八〇円	九円	六円	四八〇円	一八〇円	九円	六円	四八〇円	一八〇円	九円	六円	
五九〇円	三九〇円	三九〇円	四八〇円	一八〇円	九円	六円	四八〇円	一八〇円	九円	六円	四八〇円	一八〇円	九円	六円	

条第一号に掲げる物件	標識	旗ざお	祭礼、縁日その他	その他	幕(令第七条第四号に掲げる工事用施設であつて、臨時に設けるものを除く。)	その他	アーチ	その他	令第七条第二号に掲げる工作物		令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	令第七条第八号に掲げる施設							
									占用面積	一平方メートルにつき一年			占用面積	一平方メートルにつき一年						
一本につき一年	一、一〇〇円	八二〇円	六八〇円	六二〇円	一本につき一年	四八〇円	一八〇円	八七〇円	五九〇円	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	地上に設けるもの	地下(トンネルの上のもの)	地下を除けるもの	階数が三のもの	階数が二のもの	階数が一のもの
一本につき一年	八二〇円	六八〇円	六二〇円	四八〇円	一本につき一年	一八〇円	八七〇円	五九〇円	四八〇円	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	地上に設けるもの	地下(トンネルの上のもの)	地下を除けるもの	階数が三のもの	階数が二のもの	階数が一のもの
一本につき一年	八二〇円	六八〇円	六二〇円	四八〇円	一本につき一年	一八〇円	八七〇円	五九〇円	四八〇円	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	地上に設けるもの	地下(トンネルの上のもの)	地下を除けるもの	階数が三のもの	階数が二のもの	階数が一のもの
一本につき一年	八二〇円	六八〇円	六二〇円	四八〇円	一本につき一年	一八〇円	八七〇円	五九〇円	四八〇円	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	地上に設けるもの	地下(トンネルの上のもの)	地下を除けるもの	階数が三のもの	階数が二のもの	階数が一のもの

令第七条第九号に掲げる施設	その他のもの	建築物	その他のもの	令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	令第七条第十二号に掲げる器具	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	令第十四号に掲げる施設	
														占用面積	一平方メートルにつき一年
占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年
占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年
占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年

附則

1 (施行期日)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 (経過措置)

この条例の施行の際現に道路の占用の許可(許可の期間が一年未満である場合を除く。)を受けて存する占有物件(この条例の施行の日以後に当該許可に係る期間が更新される占有物件を含む。以下「既存占有物件」という。)について徴収する

同日以後の占用の期間に係る占用料の額は、当該既存占用物件ごとに、改正後の別表の規定を適用して算定した額とする。ただし、改正後の別表の規定を適用して算定した各年度の占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じそれぞれ当該各号に定める方法により算出した額を超える場合は、当該算出した額を当該年度の占用料の額とする。

一 令和六年度 当該既存占用物件に係る改正前の別表又は群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(令和三年群馬県条例第三十九号)附則第二項ただし書の規定を適用して算定した占用料の額に十分の十二を乗じて得た額

二 令和七年度以降 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額(前年度の占用の期間と当該年度の占用の期間が異なる場合にあつては、当該年度の占用の期間に相当する期間における前年度の占用料の額)に十分の十二を乗じて得た額

3 この条例の施行の際現に道路の許可(許可の期間が一年未満である場合に限る。)を受けている者の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年十二月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十八号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年群馬県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「二千七百三十円」を「七千七百円」に改め、同条第六項中「二千七百三十円」を「三千三百円」に改める。

附則

この条例は、令和六年三月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
